

令和7年7月8日 松浦

～若年がん患者のくらしを支えます～

「墨田区若年がん患者在宅療養支援事業」を開始

区は、7月1日より「墨田区若年がん患者在宅療養支援事業」を開始しました。この取組は、がん罹患した40歳未満の方が住み慣れた環境で、自分らしく安心して療養生活を送れるように支援を提供するものです。

本事業は、若年がん患者とその家族が直面する経済的・精神的負担を軽減し、質の高い在宅生活を実現することを目指しています。具体的には、介護サービスや福祉用具の利用に関する費用の一部を助成するとともに、ケアプラン作成やサービス利用等に関する相談支援を行います。

対象となるのは、墨田区内に居住する40歳未満のがん患者で、事業の対象となる状態であると医師が判断した、在宅生活に支援や介護が必要な方です。医師の意見書作成費用を10割（上限5,000円）助成するほか、介護サービスの利用や福祉用具の貸与に関しては費用の9割（月額上限54,000円）を、福祉用具の購入については費用の9割（上限90,000円）を助成します。

事業の担当者は、「これまで、39歳までは介護保険制度が利用できず、若年のがん患者の皆様が在宅療養を行う際に、介護サービス費用の負担が大きい状況でした。本事業が必要とされる方に活用していただけるよう、医療機関等を通じた周知に取り組んでいきます。」と話します。

区は、これからもがんの早期発見や、がんになった方への支援など総合的ながん対策を進め、誰一人取り残さないがん対策の推進に取り組んでいきます。

《概要》墨田区若年がん患者在宅療養支援事業

対象者：以下の条件を全て満たす方が対象です。

- ・墨田区に住民票がある方
- ・40歳未満の方
- ・がん患者（介護保険制度において、特定疾病としてのがんを原因として要介護又は要支援認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した場合に限ります。主治医の先生に御相談ください。）
- ・他の制度で同等の助成又は給付を受けることができない方

助成対象及び助成割合

- ①医師の意見書作成費用
→10割助成（一人一回のみ、5,000円まで）
- ②介護サービス（訪問介護、訪問入浴など）
- ③福祉用具の貸与
→9割助成（②と③を合わせて月額54,000円まで）
- ④特定福祉用具の購入
→9割助成（一人一回のみ、90,000円まで）

利用条件：申請書と医師の意見書を区に提出し、利用決定した場合

助成金請求期限：サービスを利用した日が属する月の月末から2年以内

《詳細 URL》

https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/kenko/kenko_zukuri/gan/zyakunengann.html

《問合せ》保健衛生部 健康推進課 TEL 03-5608-8514

※ お問い合わせは午後5時までをお願いします。（広報広聴担当 TEL 03-5608-6220）